

- 
- 法人名 : あらた監査法人
  - 部 署 : FS インダストリーアシュアランス部
  - 役 職 : 代表社員
  - 名 前 : 柴 毅
- 

■コメント:

第16項(4)のベンチャーキャピタルなどの投資企業についての定めについて

1. 投資先について連結しないということだけでは、投資成果を適時に適切に財務報告に反映させることはできないと思われる。

投資事業の性格上、Exit時という特別な時期に、突然、多額な売却損益が発生することが当然起こりうる。このような投資について、「簿価」で計上されている場合、以下の不合理的が生じる。

(イ)損について

投資簿価に著しい価値の下落が生じた場合には、減損という手当により処理・開示されることになるが、著しい下落という状況に陥るまでは、当該投資にかかる投資成果は、財務報告に一切反映されない。

(ロ)益について

Exitされるまで、当該投資にかかる投資成果は、財務報告に一切反映されない。

このように、Exitされるまで、或いは著しく価値が毀損するまで当該投資にかかる成果が一切開示されていない財務諸表が、投資家の投資判断に適した財務諸表となり得ないとする。

この問題は、本質的には「連結する・しない」ということでは解決するのではなく、Fair Valueを用いることによりのみ解決すると考える。

なお、連結せず、「簿価」で据え置く場合においても、最低限、投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、期末投資残高の適正な評価額等）を注記し、投資家に開示することが必要と考える。

2. 当該条項を適用する際に、これを濫用することを防止する規定を追加することが必要と考える。

当該条項には、濫用防止について同項①から④の歯止めをかけているが、下記の状況に対しての

歯止めが欠けている。

投資会社が、当該条項を適用している場合、基本的に全ての投資先を子会社としていないと想定されるが、一部の業績の良い投資先だけを子会社として連結することについて、何ら歯止めがかかっていないのではないかと思われる。

例えば、自己の業績の良し悪しに応じて一部の業績の良い投資先からの配当金額を調整しているような場合の対応を考える。

連結財務諸表作成の主な目的のひとつとして、個別財務諸表では排除できないグループ会社間の損益調整取引を相殺することが挙げられるが、配当金の調整は正に典型である。このような操作が行われていた場合

- (1) 当該条項は、こういった弊害も承知の上で設定されているので、やむを得ない
  - (2) 当該条項の濫用に該当するため、当該投資先について当該条項の適用を認めない
- の2つの対応が考えられる。

(1)については、連結財務諸表の根源を揺るがす事態であり、到底これを容認することはできないと考える。

(2)については、当然の処置と思われるが、実は当該投資先だけに当該条項を認めないとしただけでは、濫用防止の目的は達成されない。

即ち、投資会社は業績の良い投資先を子会社として連結することにより投資会社の連結損益計算書の数値を良くすることが可能であり、配当金の吸い上げと同じ効果が生じていることになる。さらに、業績の良い投資先を連結し、別の業績の悪い投資先を連結しないということが可能となるため、結果的に、良いとこ取りであり連結範囲の調整を行っていることになる。

現状の条項においては、このような操作に対する歯止めがあるとは読み取れないため、

「一度当該条項を選択し、これに反する行為が発生した場合には、以降当該条項の適用は全面的に禁止する。」といった歯止めを明確に規定する必要があると考える。

---